

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年 5月 1日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名 中野 貴文



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収入合計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	30,720	30,720	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	400	400	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	217,693	217,693	
広 報 ・ 広 聴 費	1,338,763	1,338,763	
人 件 費	171,798	171,798	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,302,271	1,302,271	
支 出 合 計	3,061,645	3,061,645	

様式第14号(第7条関係)

令和3年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 中野貴文

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ガソリン	4/1～3/31	市政に関する調査等で使用する自動車の燃料に使用した。
【要請・陳情活動費】 駐車場	4/1～3/31	市政に関する調査等で時間貸駐車場に使用した。
【資料購入費】 書籍購入	4/1～3/31	市政に関する調査等で使用する資料、書籍等に使用した。
【広報・広聴費】 市政報告書の作成・ 配布	4/1～3/31	議会活動を市民へ広報するために市政報告書を作成し、配布した。 配布方法は、手配り・ポスティング・新聞折込にて行った。
【人件費】	4/1～3/31	市政に関する調査・研究の補助や、事務業務等を行うために事務員を雇用するために使用した。
【事務・事務所費】 事務所賃貸、事務用品の購入	4/1～3/31	市政に関わる調査・研究を行うための事務所賃貸。それらに関わる事務用品などに使用した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.04.01	4-①		24,000	-24,000	事務所賃料(R3年3月分)	⑨	
R3.04.01	4-②		12,220	-36,220	事務所駐車場代(R3年3月分)	⑨	
R3.04.01	4-③		49,610	-85,830	市政レポートデザイン費	⑦	
R3.04.02	4-④		34,222	-120,052	自動車リース料	⑨	
R3.04.05	4-⑤		5,796	-125,848	市政レポート郵送料	⑦	
R3.04.09		810,000		684,152	政務活動費(4月～6月分)		
R3.04.16	4-⑥		88	684,064	領収書代	⑨	
R3.04.21	4-⑦		252	683,812	切手代	⑦	
R3.04.26	4-⑧		9,408	674,404	自動車保険料	⑨	
R3.04.27	4-⑨		1,764	672,640	文房具(ファイル、ノリ、修正テープ、ボールペン)	⑨	
R3.04.27	4-⑩		1,935	670,705	文房具(タックシール、乾電池)	⑨	
R3.04.27	4-⑪		988	669,717	事務所電気代	⑨	
R3.04.27	4-⑫		4,400	665,317	新聞購読費	⑥	
R3.04.27	4-⑬		13,149	652,168	携帯電話使用料	⑨	
R3.04.30	4-⑭		24,000	628,168	事務所賃料(R3.4月分)	⑨	
R3.04.30	4-⑮		12,220	615,948	事務所駐車場代(R3.4月分)	⑨	
R3.04.30	4-⑯		24,000	591,948	事務所人件費	⑧	
月計		810,000	218,052				
累計		810,000	218,052	591,948			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費・陳情活動費、③会議費、④資料作成費、⑤資料購入費、⑥広報・広聴費、⑦人・⑧事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.05.06	5-①		34,222	557,726	自動車リース料	⑨	
R3.05.10	5-②		161,733	395,993	市政レポート新聞折込代	⑦	
R3.05.24	5-③		24,000	371,993	事務所賃料	⑨	
R3.05.24	5-④		12,220	359,773	事務所駐車場代	⑨	
R3.05.26	5-⑤		9,408	350,365	自動車保険料	⑨	
R3.05.27	5-⑥		3,323	347,042	ガソリン代	①	
R3.05.27	5-⑦		5,292	341,750	ガソリン代	①	
R3.05.27	5-⑧		489	341,261	文房具 (ドットライナ、 クリップボード)	⑨	
R3.05.27	5-⑨		3,960	337,301	書籍代	⑥	
R3.05.27	5-⑩		8,030	329,271	書籍代	⑥	
R3.05.27	5-⑪		2,480	326,791	書籍代	⑥	
R3.05.27	5-⑫		2,200	324,591	書籍代	⑥	
R3.05.27	5-⑬		4,290	320,301	書籍代	⑥	
R3.05.27	5-⑭		8,663	311,638	書籍代	⑥	
R3.05.27	5-⑮		81,748	229,890	市政レポート印刷代	⑦	
R3.05.27	5-⑯		4,350	225,540	書籍代	⑥	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、C
務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政
費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件
⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.05.27	5-⑰		5,280	220,260	書籍代	⑥	
R3.05.27	5-⑱		630	219,630	事務所電気料4月分	⑨	
R3.05.27	5-⑲		1,500	218,130	文房具(ノリ、ペン)	⑨	
R3.05.27	5-⑳		1,932	216,198	文房具(リングホルダー、 ファイル、メモ、ホルダー)	⑨	
R3.05.27	5-㉑		17,661	198,537	市政レポート印刷代	⑦	
R3.05.27	5-㉒		4,400	194,137	新聞購読費	⑥	
R3.05.27	5-㉓		13,132	181,005	携帯電話使用料	⑨	
R3.05.27	5-㉔		9,600	171,405	事務所人件費	⑧	
月計		0	420,543				
累計		810,000	638,595	171,405			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、C事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.06.02	6-①		34,222	137,183	自動車リース料	⑨	
R3.06.21	6-②		24,000	113,183	事務所賃料	⑨	
R3.06.21	6-③		12,220	100,963	事務所駐車場代	⑨	
R3.06.23	6-④		1,000	99,963	駐車場使用料	①	
R3.06.26	6-⑤		9,408	90,555	自動車保険料	⑨	
R3.06.27	6-⑥		704	89,851	事務所電気代5月分	⑨	
R3.06.27	6-⑦		5,584	84,267	事務用品(脚立)	⑨	
R3.06.27	6-⑧		4,400	79,867	新聞購読費	⑥	
R3.06.27	6-⑨		13,338	66,529	携帯電話使用料	⑨	
R3.06.30	6-⑩		7,200	59,329	事務所人件費	⑧	
月計		0	112,076				
累計		810,000	750,671	59,329			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、C事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.07.09		810,000		869,329	政務活動費（7月～9月分）		
R3.07.19	7-①		34,222	835,107	自動車リース料	⑨	
R3.07.26	7-②		9,408	825,699	自動車保険料	⑨	
R3.07.26	7-③		24,000	801,699	事務所賃料	⑨	
R3.07.26	7-④		12,220	789,479	事務所駐車場代	⑨	
R3.07.27	7-⑤		728	788,751	事務所電気代6月分	⑨	
R3.07.27	7-⑥		13,126	775,625	携帯電話使用料	⑨	
月計		810,000	93,704				
累計		1,620,000	844,375	775,625			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、C事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.08.02	8-①		34,222	741,403	自動車リース料	⑨	
R3.08.04	8-②		49,610	691,793	市政レポートデザイン費	⑦	
R3.08.23	8-③		24,000	667,793	事務所賃料	⑨	
R3.08.23	8-④		12,220	655,573	事務所駐車場代	⑨	
R3.08.26	8-⑤		9,408	646,165	自動車保険料	⑨	
R3.08.27	8-⑥		3,042	643,123	ガソリン代	①	
R3.08.27	8-⑦		4,232	638,891	ガソリン代	①	
R3.08.27	8-⑧		16,595	622,296	市政レポート印刷代	⑦	
R3.08.27	8-⑨		12,293	610,003	バッテリー代	⑨	
R3.08.27	8-⑩		971	609,032	事務所電気代7月分	⑨	
R3.08.27	8-⑪		13,132	595,900	携帯電話使用料	⑨	
R3.08.27	8-⑫		24,000	571,900	ワイヤレスマイク代	⑨	
R3.08.27	8-⑬		6,400	565,500	事務所人件費	⑧	
月計		0	210,125				
累計		1,620,000	1,054,500	565,500			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、C事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.09.02	9-①		34,222	531,278	自動車リース料	⑨	
R3.09.16	9-②		158,152	373,126	市政レポート新聞折込代	⑦	
R3.09.27	9-③		6,856	366,270	自動車保険料	⑨	
R3.09.27	9-④		2,420	363,850	書籍代	⑥	
R3.09.27	9-⑤		4,596	359,254	市政レポート印刷代	⑦	
R3.09.27	9-⑥		72,144	287,110	市政レポート印刷代	⑦	
R3.09.27	9-⑦		2,200	284,910	書籍代	⑥	
R3.09.27	9-⑧		1,321	283,589	事務所電気代8月分	⑨	
R3.09.27	9-⑨		1,650	281,939	書籍代	⑥	
R3.09.27	9-⑩		1,320	280,619	書籍代	⑥	
R3.09.27	9-⑪		2,530	278,089	書籍代	⑥	
R3.09.27	9-⑫		5,720	272,369	書籍代	⑥	
R3.09.27	9-⑬		13,270	259,099	携帯電話使用料	⑨	
R3.09.28	9-⑭		24,000	235,099	事務所賃料	⑨	
R3.09.28	9-⑮		12,220	222,879	事務所駐車場代	⑨	
R3.09.30	9-⑯		12,000	210,879	事務所人件費	⑧	
月計		0	354,621				
累計		1,620,000	1,409,121	210,879			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.10.04	10-①		34,222	176,657	自動車リース料	⑨	
R3.10.08		810,000		986,657	政務活動費(10月~12月分)		
R3.10.21	10-②		24,000	962,657	事務所賃料	⑨	
R3.10.21	10-③		12,167	950,490	事務所駐車場代	⑨	
R3.10.26	10-④		6,856	943,634	自動車保険料	⑨	
R3.10.27	10-⑤		1,040	942,594	事務所電気代9月分	⑨	
R3.10.27	10-⑥		13,127	929,467	携帯電話使用料	⑨	
R3.10.29	10-⑦		19,200	910,267	事務所人件費	⑧	
月計		810,000	110,612				
累計		2,430,000	1,519,733	910,267			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、C
事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政
費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件
⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3. 11. 02	11-①		34,222	876,045	自動車リース料	⑨	
R3. 11. 09	11-②		1,000	875,045	視察 駐車場代	①	
R3. 11. 22	11-③		24,000	851,045	事務所賃料	⑨	
R3. 11. 22	11-④		12,167	838,878	事務所駐車場代	⑨	
R3. 11. 26	11-⑤		6,856	832,022	自動車保険料	⑨	
R3. 11. 29	11-⑥		6,061	825,961	ガソリン代	①	
R3. 11. 29	11-⑦		1,036	824,925	事務所電気代10月分	⑨	
R3. 11. 29	11-⑧		13,127	811,798	携帯電話使用料	⑨	
月計		0	98,469				
累計		2,430,000	1,618,202	811,798			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3. 12. 02	12-①		34,222	777,576	自動車リース料	⑨	
R3. 12. 09	12-②		24,000	753,576	事務所賃料	⑨	
R3. 12. 09	12-③		12,167	741,409	事務所駐車場代	⑨	
R3. 12. 27	12-④		6,856	734,553	自動車保険料	⑨	
R3. 12. 27	12-⑤		869	733,684	ストレージ代	⑨	
R3. 12. 27	12-⑥		4,620	729,064	書籍代	⑥	
R3. 12. 27	12-⑦		1,305	727,759	リングファイル×3 ファ イル×3	⑨	
R3. 12. 27	12-⑧		839	726,920	事務所電気代11月分	⑨	
R3. 12. 27	12-⑨		1,000	725,920	単三電池	⑨	
R3. 12. 27	12-⑩		1,616	724,304	単一電池	⑨	
R3. 12. 27	12-⑪		1,774	722,530	ファイル×2、ファイル ×2、クリアホルダー、 タックシール代	⑨	
R3. 12. 27	12-⑫		13,204	709,326	携帯電話使用料	⑨	
R3. 12. 27	12-⑬		240,264	469,062	HP製作代	⑦	
R3. 12. 29	12-⑭		24,000	445,062	事務所人件費	⑧	
月計		0	366,736				
累計		2,430,000	1,984,938	445,062			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、C
務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政
費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件
⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R4.01.04	1-①		34,222	410,840	自動車リース料	⑨	
R4.01.07		810,000		1,220,840	政務活動費(1月~3月分)		
R4.01.24	1-②		24,000	1,196,840	事務所賃料	⑨	
R4.01.24	1-③		12,167	1,184,673	事務所駐車場代	⑨	
R4.01.26	1-④		6,856	1,177,817	自動車保険料	⑨	
R4.01.27	1-⑤		3,466	1,174,351	ガソリン代	①	
R4.01.27	1-⑥		1,040	1,173,311	ストレージ代	⑨	
R4.01.27	1-⑦		2,420	1,170,891	書籍代	⑤	
R4.01.27	1-⑧		3,960	1,166,931	書籍代	⑥	
R4.01.27	1-⑨		908	1,166,023	事務所電気代12月分	⑨	
R4.01.27	1-⑩		13,204	1,152,819	携帯電話使用料	⑨	
月計		810,000	102,243				
累計		3,240,000	2,087,181	1,152,819			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R4.02.02	2-①		34,222	1,118,597	自動車リース料	⑨	
R4.02.04	2-②		200	1,118,397	駐車場代	③	
R4.02.04	2-③		200	1,118,197	駐車場代	③	
R4.02.16	2-④		24,000	1,094,197	事務所賃料	⑨	
R4.02.16	2-⑤		12,167	1,082,030	事務所駐車場代	⑨	
R4.02.16	2-⑥		49,610	1,032,420	市政報告レポートデザイン費	⑦	
R4.02.16	2-⑦		192,830	839,590	市政報告レポートポスティング代	⑦	
R4.02.28	2-⑧		10,883	828,707	市政報告レポート印刷代	⑦	
R4.02.28	2-⑨		6,856	821,851	自動車保険料	⑨	
R4.02.28	2-⑩		1,040	820,811	ストレージ代	⑨	
R4.02.28	2-⑪		1,023	819,788	事務所電気代1月分	⑨	
R4.02.28	2-⑫		13,149	806,639	携帯電話使用料	⑨	
月計		0	346,180				
累計		3,240,000	2,433,361	806,639			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R4.03.02	3-①		34,222	772,417	自動車リース料	⑨	
R4.03.07	3-②		16,167	756,250	人件費	⑧	
R4.03.07	3-③		30,664	725,586	人件費	⑧	
R4.03.23	3-④		24,000	701,586	事務所賃料	⑨	
R4.03.23	3-⑤		49,610	651,976	市政報告レポートデザイン費	⑦	
R4.03.27	3-⑥		108,766	543,210	書籍代	⑥	
R4.03.28	3-⑦		6,856	536,354	自動車保険料	⑨	
R4.03.28	3-⑧		1,360	534,994	事務用品代(仕切り板、 ファイル×3)	⑨	
R4.03.28	3-⑨		1,040	533,954	ストレージ代	⑨	
R4.03.28	3-⑩		6,930	527,024	事務用品代(机上棚)	⑨	
R4.03.28	3-⑪		177,669	349,355	市政報告レポート印刷代	⑦	
R4.03.28	3-⑫		1,540	347,815	事務用品代(棚)	⑨	
R4.03.28	3-⑬		77,800	270,015	事務用品代(IPAD)	⑨	
R4.03.28	3-⑭		1,564	268,451	事務用品代(マグネット フック、テープのり、 テープのり替)	⑨	
R4.03.28	3-⑮		5,599	262,852	書籍代	⑥	
R4.03.28	3-⑯		3,304	259,548	ガソリン代	①	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4.03.28	3-⑰		1,650	257,898	書籍代	⑥	
R4.03.28	3-⑱		3,334	254,564	事務用品代(ファイル、クリップ、ペン、粘着メモ、修正テープ)	⑨	
R4.03.28	3-⑲		1,632	252,932	事務所電気代2月分	⑨	
R4.03.28	3-⑳		13,470	239,462	携帯電話使用料	⑨	
R4.03.28	3-㉑		12,820	226,642	事務用品代(照明代)	⑨	
R4.03.27	3-㉒		3,335	223,307	事務用品代(封筒、テープ、修正テープ、ペン替芯、クリップ、テープのリセット)	⑨	
R4.03.29	3-㉓		22,385	200,922	書籍代	⑥	
R4.03.31	3-㉔		22,567	178,355	人件費	⑧	
月計		0	628,284				
累計		3,240,000	3,061,645	178,355			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費 ⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住 所	〒[REDACTED] 大阪府堺市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	6時間 / 週 (1日 3時間× 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ([REDACTED])活動		
按分	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) _____ 時間 (週勤務時間数) _____ 時間		
	80%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
現 住 所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで	
就業場所	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁548-5	
仕事内容	政務活動に関する事務及び調査研究の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 9時00分から 午後 6時00分までの3~4時間程度 (0分)	
休 日	週2日以上	
給与(賃金)	時給1,000円	
給与支払	月末締め月末払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和 3年 4月 1日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 中野 貴文</p> <p style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED]</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">   </div>		

出勤簿(令和3年4月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	14:00	17:00	3:00	:	
2日	金	:	:	:	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	15:00	18:00	3:00	:	
5日	月	:	:	:	:	
6日	火	12:00	13:00	1:00	:	
7日	水	10:00	12:00	2:00	:	
8日	木	:	:	:	:	
9日	金	:	:	:	:	
10日	土	14:00	16:00	2:00	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	13:00	14:00	1:00	:	
13日	火	:	:	:	:	
14日	水	:	:	:	:	
15日	木	10:00	15:00	5:00	:	
16日	金	12:00	15:00	3:00	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	:	:	:	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	:	:	:	:	
22日	木	:	:	:	:	
23日	金	:	:	:	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	:	:	:	:	
27日	火	:	:	:	:	
28日	水	13:00	18:00	5:00	:	
29日	土	14:00	19:00	5:00	:	
30日	日	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				30:00	:	
出勤日数						10日



出勤簿(令和 3年 5月)

氏名: ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	10:00	13:00	3:00	:	
4日	火	15:00	18:00	3:00	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	:	:	:	:	
7日	金	:	:	:	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	:	:	:	:	
11日	火	:	:	:	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	:	:	:	:	
14日	金	:	:	:	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	:	:	:	:	
18日	火	:	:	:	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	木	:	:	:	:	
21日	金	:	:	:	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	:	:	:	:	
25日	火	:	:	:	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	木	:	:	:	:	
28日	金	13:00	16:00	3:00	:	
29日	土	14:00	17:00	3:00	:	
30日	日	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				12:00	:	
出勤日数				4日		



出勤簿(令和 3年 6月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火				:	
2日	水				:	
3日	木				:	
4日	金				:	
5日	土				:	
6日	日				:	
7日	月				:	
8日	火				:	
9日	水				:	
10日	木				:	
11日	金				:	
12日	土				:	
13日	日				:	
14日	月				:	
15日	火				:	
16日	水				:	
17日	木				:	
18日	金				:	
19日	土				:	
20日	日				:	
21日	月				:	
22日	火				:	
23日	水	15:00	17:00	2:00	:	
24日	木	15:00	17:00	2:00	:	
25日	金				:	
26日	土				:	
27日	日				:	
28日	月	10:00	13:00	3:00	:	
29日	火	16:00	18:00	2:00	:	
30日	水				:	
日					:	
合計				9:00	:	
出勤日数				4	日	



出 勤 簿 (令和 3年 8月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	:	:	:	:	
3日	火	:	:	:	:	
4日	水	:	:	:	:	
5日	木	:	:	:	:	
6日	金	:	:	:	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	:	:	:	:	
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	:	:	:	:	
12日	木	:	:	:	:	
13日	金	:	:	:	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	12:00	14:00	2:00	:	
17日	火	:	:	:	:	
18日	水	:	:	:	:	
19日	木	:	:	:	:	
20日	金	13:00	15:00	2:00	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	15:00	17:00	2:00	:	
24日	火	:	:	:	:	
25日	水	:	:	:	:	
26日	木	:	:	:	:	
27日	金	14:00	16:00	2:00	:	
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	:	:	:	:	
31日	火	:	:	:	:	
合計				8:00	:	
出勤日数				4日		



出勤簿(令和3年9月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	:	:	:	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	:	:	:	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	:	:	:	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	:	:	:	:	
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	:	:	:	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	:	:	:	:	
14日	火	:	:	:	:	
15日	水	:	:	:	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	:	:	:	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	:	:	:	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	10:00	14:00	4:00	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	14:00	16:00	2:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	12:00	15:00	3:00	:	
28日	火	10:00	12:00	2:00	:	
29日	水	:	:	:	:	
30日	木	13:00	17:00	4:00	:	
日		:	:	:	:	
合計				15:00	:	
出勤日数				5日		



出勤簿 (令和 3年(0月))

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	:	:	:	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	15:00	18:00	3:00	:	
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	10:00	13:00	3:00	:	
7日	木	14:00	16:00	2:00	:	
8日	金	:	:	:	:	
9日	土	12:00	14:00	2:00	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	12:00	15:00	3:00	:	
12日	火	11:00	13:00	2:00	:	
13日	水	12:00	17:00	5:00	:	
14日	木	10:00	14:00	4:00	:	
15日	金	:	:	:	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	:	:	:	:	
19日	火	:	:	:	:	
20日	水	:	:	:	:	
21日	木	:	:	:	:	
22日	金	:	:	:	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	:	:	:	:	
26日	火	:	:	:	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	:	:	:	:	
29日	金	:	:	:	:	
30日	土	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				24:00	:	
出勤日数				8 日		



出勤簿(令和3年12月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	:	:	:	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	:	:	:	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	:	:	:	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	:	:	:	:	
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	:	:	:	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	12:00	15:00	3:00	:	
14日	火	10:00	14:00	4:00	:	
15日	水	:	:	:	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	12:00	16:00	4:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	10:00	15:00	5:00	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	:	:	:	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	14:00	17:00	3:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	10:00	15:00	5:00	:	
28日	火	10:00	16:00	6:00	:	
29日	水	:	:	:	:	
30日	木	:	:	:	:	
31日	金	:	:	:	:	
合計				30:00	:	
出勤日数					7日	



出勤簿(令和4年1月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	
4日	火	:	:	:	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	:	:	:	:	
7日	金	:	:	:	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	:	:	:	:	
11日	火	:	:	:	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	:	:	:	:	
14日	金	:	:	:	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	12:00	17:00	5:00	:	
18日	火	:	:	:	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	木	10:00	11:00	1:00	:	
21日	金	:	:	:	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	12:00	16:00	4:00	:	
25日	火	:	:	:	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	木	10:00	15:00	5:00	:	
28日	金	10:00	15:00	5:00	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	月	:	:	:	:	
合計				20:00	:	
出勤日数				5日		



出勤簿(令和4年2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	10:00	14:00	4:00	:	
2日	水	:	:	:	:	
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	:	:	:	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	10:00	12:00	2:00	:	
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	:	:	:	:	
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	:	:	:	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	10:00	14:00	4:00	:	
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	12:00	17:00	5:00	:	
18日	金	:	:	:	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	10:00	14:00	4:00	:	
21日	月	:	:	:	:	
22日	火	:	:	:	:	
23日	水	:	:	:	:	
24日	木	12:00	16:00	4:00	:	
25日	金	10:00	15:00	5:00	:	
26日	土	10:00	15:00	5:00	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	10:00	15:00	5:00	:	
日		:	:	:	:	
日		:	:	:	:	
日		:	:	:	:	
合計				38:00	:	
出勤日数				9日		



出 勤 簿 (令和 4年 3月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	:	:	:	:	
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	:	:	:	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	:	:	:	:	
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	:	:	:	:	
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	:	:	:	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	:	:	:	:	
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	:	:	:	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	:	:	:	:	
22日	火	:	:	:	:	
23日	水	:	:	:	:	
24日	木	12:00	16:00	4:00	:	
25日	金	10:00	15:00	5:00	:	
26日	土	10:00	15:00	5:00	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	10:00	15:00	5:00	:	
29日	火	10:00	15:00	5:00	:	
30日	水	12:00	16:00	4:00	:	
31日	木	:	:	:	:	
合計				28:00	:	
出勤日数				6日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 **中野 貴文**

管理責任者 (議員名)	中野 貴文		
事務所名	中野 たけふみ 事務所		
所在地	〒591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町 5丁458-5 TEL ()		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 栄栄株式会社)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	28.44 m ²	賃借料	月額 30,000 円 (水道代含む) (政務活動費充当額 24,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 22.75 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代... 80 % <input type="checkbox"/> 水道代... % <input type="checkbox"/> ガス代... % <input type="checkbox"/> 固定電話代... % <input type="checkbox"/> その他 ()... %	
	駐車場 賃借料	80 %	月額 15,000 円 (政務活動費充当額 12,000 円) 【所在地】大阪府堺市北区百舌鳥梅地町5丁427-7
所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	事務所所有区分は、第三者 駐車場所所有区分は、生計を一にしない親族		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	赤畑事務所
所在地 (住居表示)	堺市北区百舌鳥赤畑町5-458-5
構造・規模	木造瓦葺2階建
用途	事務所
契約面積	1階部分 28.44㎡
以下余白	

(2) 使用目的



事務所	
-----	--

(3) 契約期間



始期	令和2年6月1日 から	2 年 月間
終期	令和4年5月31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して1ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 30,000円 (内消費税等 円・税率 %)
共益費 (管理費)	月額 円 (内消費税等 円・税率 %)
保証金 (敷金)	円 賃料の ヶ月相当分
保証金 (敷金) の償却・敷引	
礼金	円 円
	0円
	翌月分を 毎月末日までに支払う
	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
賃料等の支払方法	振込先金融機関名・支店名 三菱UFJ銀行 堺支店
	口座番号  口座名義人 フリガナ 
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主 氏名		電話	
住所			
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること			
建物の所有者 住所			
氏名			

不動産賃貸契約条項

(6) 家賃債務保証業者

商号または名称	電話
所在地	国土交通大臣 第 号
家賃債務保証業者登録制度登録番号	

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の 月分・ <input type="checkbox"/> 円
--------	--

特約条項

--

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主各名印の上、各自その通を保有します。

令和2年 月 日

貸主 住所 大阪府堺市
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 大阪府 [REDACTED]
氏名 中野 貴文 電話番号 [REDACTED]

宅建建物取引業者・宅建建物取引士

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 第 号

事務所所在地 第 号

宅建建物取引士 第 号

(この契約書は宅建業法第7条に定められている書面を兼ねています)

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければならないではありません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料と比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとし、

- 2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
- 4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることができる。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を滞滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料、共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、滞滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができる。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の契約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとする。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げ については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道、

- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・設備・器具、機器等の維持費・管理費
- 三 本物件（借主の精造作・設備・機器等を含みます。）の清掃、手入れの費用
- 四 その他借主および特約条項に記載した費用

(消費税率)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの（以下「賃料等」といいます。）で、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.0%の割合による遅延損害金を支払わなければならないとします。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

- 第12条 貸主および借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
- 一 自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転賃してはなりません。

(禁止または制限される行為)

- 第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。
- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含みます。）し、または転賃（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。）してはなりません。
- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を貯蔵（一時預かりも含みます。）すること
 - 十 本物件内で動物を飼育（一時預かりも含みます。）すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他の特テナント、居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部改修および設備の新設等)

- 第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。
 - 一 本物件内の間仕切り、建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通風回線の引込み架設、給排水・ガスを電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金属その他重物の搬入届付

四 看板および広告の設置

- 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
- 4 借主の費用により新設・付加した給排水・設備等に設置される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

- 第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、また、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。
- 4 借主の故意または過失による事由に基づく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

- 第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。
- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名譽・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の選定による行為をしないものとします。

(保険の加入)

- 第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。
- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならぬものとし、更新後滞りなく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

- 第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。
 - 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
 - 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
 - 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
 - 四 借主が本物件を長期間（1ヶ月以上）不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
 - 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃借人として建物維持管理上通常行うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

- 第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合には、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。
 - 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
 - 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務

- 2 借主は、前項のとすときは、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡しを完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとす、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

- 第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を撤出し、借主の設置した内装造作諸設備等を除去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しななければなりません(以下、「原状回復」といいます。)
- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施行するものとす。
 - 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
 - 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目その他如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償却、内装・陳設作・設備・機器等の搬運または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

- 第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができま。
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立ち入りを拒否することはできません。
 - 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができま。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

- 第30条 頭書(6)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。

(総論)

- 第31条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第32条 本契約から生ずる権利義務については、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第33条 第32条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上

- 三 第9条に規定する借主の更新料支払義務
- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されず、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第6号ないし第13号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の借入を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主との関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一様の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を発生させる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または送押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

- 3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破綻が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが明らかした場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

- 第34条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなつた場合において、それが借主の責めに帰ることができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなつた部分の割合に応じ、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他の必要な事項について協議するものとします。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなつた場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

- 第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主にに対して、1ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主にに対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から1ヶ月分の賃料および共益費等相当額を貸主に支払うことにより、同時に本契約を解約することができます。
 - 4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができます。

(賃貸借期間開始前の解約)

- 第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の1ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

- 第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地震、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による取壊し又は使用制限その他の事由により使用および収益できなくなつた場合には、当然に終了します。
- 2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。
 - 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事象が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
 - 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

- 第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづいて)明渡しを完了し、かつ、明渡しの際に本物件を明け渡さなければなりません。

事故・迷惑駐車等の被害については、本駐車場内での盗難・事故・イタズラ・迷惑駐車等による借借人の被害等について、借借人又は借借人代理人は一切の責任を負いませんので、予めご了承の程、宜しく御願ひ致します。

駐車場賃貸借契約書

物件名称	マンション	区画 No.	
物件所在地	大阪府堺市北区長曾根町3043番地20		
登録自動車	車種名	登録番号(ナンバープレート)	
契約期間	2019年 8月 8日 ~	2020年 8月 7日 (1年間)	
敷金	円	礼金	円(税込)
駐車場使用料	12,960 円(税込)※	更新事務手数料	円(税込)
自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料	10,800 円(税込)		

※税込金額については契約時の消費税(8%)で算出しております

貸借人(甲)	〒596-8588 岸和田市土生町1丁目4番23号 フジ・アメニティサービス株式会社 代表取締役 宮脇直樹	年 月 日
貸借人(乙)	〒 〇〇〇〇 住居 〇〇〇〇 氏名 中野 貴文 生年月日 (西暦) 〇〇年 〇月 〇日 (夏・女) 勤務先 〇〇〇〇株式会社 TEL 072-237-1101	年 月 日
緊急連絡先	〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 携帯TEL 〇〇〇〇 自宅TEL 〇〇〇〇	年 月 日
仲介業者	宅地建物取引士 〇〇〇〇 担当者 〇〇〇〇	年 月 日

貸借人(甲)と貸借人(乙)との間において、標記記載物件(以下、「本駐車場」)について、以下のとおり各条項を承諾の上、駐車場賃貸借契約(以下「本契約」)を締結する。

(特約事項)

2018年7月改訂

5 9 6 - 8 5 8 8

82円切手
をお貼り
ください。

大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号

フジ・アメニティサービス株式会社

賃貸マンション課 行き

住所
氏名

駐車場賃貸借契約書

借主 中野 貴文 様

貸主 [Redacted] 様

宅地建物取引業者 光荣 (株)

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] と、
借主中野 貴文とは、
頭書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結しました。

頭書

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	大阪府堺市北区百舌鳥梅北町5丁427-7	
	名称	梅北駐車場	指定場所 []

(2) 契約車両 (車種・車名・形式、登録番号等)

車種・車名・形式		車体色	
登録番号		名義人	
名義人と契約者が異なる場合、その関係			

(3) 契約期間

始期	令和2年6月1日 から	2 年 月間	
終期	令和4年5月31日 まで		

(4) 賃料等

授受の目的	金額	備考	
賃料	月額15,000円		
敷金 (保証金)	円		
礼金	0円		
	※礼金は賃貸借契約満了時に返還されません		
支払期限	翌月分を毎月末日までに支払う		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名	三井住友銀行 天王寺駅前支店	口座種別 普通
	口座番号	[]	口座名義人フリガナ []
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主および管理者

貸主	氏名	[]	電話	[]
	住所	大阪府富田林市 []		
管理者	商号または名称		電話	
	所在地			
管理担当者				

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者	氏名	
	住所	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	円	
-----	---	--

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 円 ・ <input type="checkbox"/>

特約条項

--

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署 (記) 名押印の上、各自その1通を係します。

令和2年5月31

貸主

住所 富田林市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主

住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 中野 貴文 電話番号 [REDACTED]

連帯保証人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 ()

極度額 円

※ 連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 大阪府知事 (1) 第 58763 号

事務所所在地 大阪府堺市北区中百舌鳥町6丁996
-1丸富ビル1F

商号 光栄 (株)

代表者 徳山 光

登録番号 第 号

宅地建物取引士

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 第 号

事務所所在地

商号

代表者

登録番号 第 号

宅地建物取引士

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する目的物である土地(以下「本物件」といいます。)について、頭書(2)の車両(以下「本件車両」といいます。)の駐車場として使用することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(契約期間および更新)

第2条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。
2 貸主ないし借主が、本契約期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し本契約を終了させる旨の書面による意思表示をしない場合には、本契約は当該期間の満了の日の翌日から同一の期間、同一の賃料条件にて合意更新されたものとみなし、以後の更新についても同様とします。
3 本契約が更新される場合における更新料の支払の有無については、頭書(7)に記載するとおりとします。

(賃料)

第3条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。
2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
一 本物件に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
二 本物件の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
三 近傍同種の駐車場の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(敷金または保証金)

第4条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金または保証金(以下「敷金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。
2 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。
3 借主は、敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
4 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金等の全額を無利息にて借主に返還しなければなりません。ただし、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、第13条第2項に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を敷金等から差し引いた額を返還するものとします。この場合には、貸主は、敷金等から差し引く債務の額の内訳を借主に明示しなければなりません。

(反社会的勢力の排除)

第5条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2 借主は、貸主との承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第6条 借主は、本物件上に本件車両以外の車ないしは物品を置いたり、いかなる構造物も設置してはなりません。
2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含みます)し、また

は転貸（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます）してはなりません。

(駐車場の適正な使用)

第7条 借主は、本契約および社会通念に照らして善良な管理者の注意をもって本物件を使用し、駐車場への出入りおよび駐車場内の走行については十分注意を払い事故防止に努めなければなりません。

(契約の解除)

第8条 貸主は、借主について、本契約に反する次のいずれかの事由が生じた場合において、貸主が相当の期間を定めて当該契約違反に対する義務履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

一 第3条第1項に規定する賃料の支払を怠った場合

二 第4条第3項に規定する敷金等の返還請求権について、これを第三者に譲渡し、または担保の目的に供した場合

三 第6条第2項に規定する、貸主の書面による承諾を得ないで、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡

し、または転貸した場合

四 その他借主が本契約に違反した場合

2 貸主または借主の一方について、第5条第1項各号の確約に反する事実が判明した場合ないしは本契約締結後に第5条第1項各号の確約に反する事由が生じた場合、または契約締結後に自らまたはその役員が反社会的勢力に該当した場合、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、契約を解除された側は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

3 貸主は、借主が第5条第2項の規定に違反した場合、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

(通知義務)

第9条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに貸主に通知しなければなりません。

一 借主の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合

二 借主が法人の場合、登記記載事項に変更がある場合

三 本件車両（頭書（2）記載の事項）に変更がある場合

(契約の終了)

第10条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

(損害賠償)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

2 借主は、本人および本人の関係者、使用者等の故意または過失により、本物件に損害を与えたときは、次にその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければなりません。

(明渡し)

第12条 借主は、本契約が終了する日までに（第8条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに）、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、月額賃料の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

(明渡し時の原状回復)

第13条 本物件の明渡しに際し、借主は、自己の責任と負担において本物件を原状に復した上で明け渡さなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、本物件の明渡し時において、借主が本物件を原状に復しない場合、あるいは借主が本物件内に残置した物品等がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主は、本物件の原状回復および物品等の撤去等を行うことができるものとし、その原状回復および撤去等に要する費用については借主の負担とします。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された

場合も同様とします。

- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書（発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。）を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書（6）および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 借主は、連帯保証人が欠けたとき、または、連帯保証人が判断能力の欠如・資力の喪失等により連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

（財務状況等の説明）

- 第15条 本契約が借主にとって事業のためにするものであり、かつ連帯保証人が個人である場合、借主は、連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

（協議）

- 第16条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

（管轄裁判所）

- 第17条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

（特約条項）

- 第18条 第17条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上



自動車リース注文契約書

借受人用

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

[Redacted]

中野 敏

連帯保証人(住所・氏名・職業)

貸渡人(乙)(所在地・電話番号・名称・代表者)

堺市西区浜寺駅前藤町西1丁7番地

トヨタカローラ南海株式会社

代表取締役 久保尚平

連帯保証人(住所・氏名・職業)



裏面記載の特約事項に基づき、下記の通り注文いたします。

リース方式		P2テナンス		契約 No.	
(1) 車名 (型式) ルーミー X "S" (レックードキリース)		DBA - M900A - AGBMETS		特別仕様	
車台番号 M900A [Redacted]		初年度登録 1年7月24日		ETC	
登録番号 [Redacted]		色 [Redacted] (X07)		ETC専用型	
使用の本拠地 大阪府堺市		保管場所 大阪府堺市		ETC専用型	
(2) リース期間 1年7月24日 至 5年7月23日		リース料 毎月 38,889 円 (総額 1,866,672 円)		(5) 前払金	
消費税 (8%) 毎月 3,111 円 (総額 149,328 円)		(3) 支払月額 毎月 42,000 円 (総額 2,016,000 円)		(6) 保証金	
(4) 支払期日		第1回 1年8月2日 支払 第2回 1年9月2日 支払 第3回 1年10月2日 支払 第4回 [Redacted] 支払		(7) 支払方法	
第1回 1年8月2日 支払		第2回 1年9月2日 支払		1. 約束手形 2. 銀行振替 3. 銀行振込④ (トヨタ)	
第3回 1年10月2日 支払		第4回 [Redacted] 支払		④ トヨタファイナンス	
第5回 1年11月2日 支払		第6回 [Redacted] 支払		銀行 三菱UFJ 銀行 豊田林 支店	
第7回 1年12月2日 支払		第8回 [Redacted] 支払			
(8) リース料に含まれる項目		登録納車費用		(9) 保険会社	
<input type="radio"/> 自動車取得税		<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理 (車両保険付保時)		任 保険種別 1. SAP 2. PAP 3. ()	
<input type="radio"/> 自動車重量税		<input type="radio"/> オイル (交換)		フリート区分 1. フリート 2. ノンフリート	
<input type="radio"/> 自動車賠償責任保険		<input type="radio"/> バッテリー交換		年齢制限 1. ?歳未満 2. 26歳未満 3. 全年令超架	
<input type="radio"/> 自動車税		<input type="radio"/> 巡回サービス 1回/月		割引率 %	
<input checked="" type="checkbox"/> 道路開通サービス		<input type="radio"/> タイヤ交換		対 人 百万円	
<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険		<input type="radio"/> タイヤ交換		対 物 百万円、免状 万円	
<input type="radio"/> 事故(定期点検整備及び燃費検査)		<input type="radio"/> タイヤ交換		搭 乗 者 1名 百万円、1名 百万円	
<input type="radio"/> 法定定期点検整備		<input type="radio"/> タイヤ交換		客 車 両 1年目 万円、2年目 万円	
<input type="radio"/> 一般修理		<input type="radio"/> タイヤ交換		免 3年目 万円、4年目 万円	
代車の提供 ()					
(10) 引渡予定日 平成 年 月 日		(11) 引渡場所		(16) 特約事項	
(11) 販売店 トヨタカローラ南海株式会社 金岡店		(12) 契約走行距離 520 km/月		(13) 超過走行料 () 円/km	
(12) 契約走行距離 520 km/月		(13) 超過走行料 () 円/km		(14) 残価の精算 1. する (予定残存額) (円) ② しない	
(14) 残価の精算 1. する (予定残存額) (円) ② しない		(15) 規定損害金 基本額 万円		超過月額 [Redacted]	
(15) 規定損害金 基本額 万円		超過月額 [Redacted]		(注) 滞り超過には地方消費税を定めます。	

お支払金一覧表

発行日 20年03月04日

案件番号

No.	お支払年月日			お支払金額(円)	お支払後残高(円)
	年	月	日		
1	2019	09	02	42,000	2,009,010
2	2019	09	02	42,000	1,967,010
3	2019	10	02	42,000	1,925,010
4	2019	11	02	42,778	1,882,232
5	2019	12	02	42,778	1,839,454
6	2020	01	02	42,778	1,796,676
7	2020	02	02	42,778	1,753,898
8	2020	03	02	42,778	1,711,120
9	2020	04	02	42,778	1,668,342
10	2020	05	02	42,778	1,625,564
11	2020	06	02	42,778	1,582,786
12	2020	07	02	42,778	1,540,008
13	2020	08	02	42,778	1,497,230
14	2020	09	02	42,778	1,454,452
15	2020	10	02	42,778	1,411,674
16	2020	11	02	42,778	1,368,896
17	2020	12	02	42,778	1,326,118
18	2021	01	02	42,778	1,283,340
19	2021	02	02	42,778	1,240,562
20	2021	03	02	42,778	1,197,784
21	2021	04	02	42,778	1,155,006
22	2021	05	02	42,778	1,112,228
23	2021	06	02	42,778	1,069,450
24	2021	07	02	42,778	1,026,672
25	2021	08	02	42,778	983,894
26	2021	09	02	42,778	941,116
27	2021	10	02	42,778	898,338
28	2021	11	02	42,778	855,560
29	2021	12	02	42,778	812,782
30	2022	01	02	42,778	770,004

お支払総額	2,051,010 円	
お支払期間	2019年09月02日 ~ 2023年07月02日	
ご指定金融機関	三菱UFJ銀行	
支店名	富田林支店	
口座種別	普通預金	預金口座番号

No.	お支払年月日			お支払金額(円)	お支払後残高(円)
	年	月	日		
31	2022	02	02	42,778	727,226
32	2022	03	02	42,778	684,448
33	2022	04	02	42,778	641,670
34	2022	05	02	42,778	598,892
35	2022	06	02	42,778	556,114
36	2022	07	02	42,778	513,336
37	2022	08	02	42,778	470,558
38	2022	09	02	42,778	427,780
39	2022	10	02	42,778	385,002
40	2022	11	02	42,778	342,224
41	2022	12	02	42,778	299,446
42	2023	01	02	42,778	256,668
43	2023	02	02	42,778	213,890
44	2023	03	02	42,778	171,112
45	2023	04	02	42,778	128,334
46	2023	05	02	42,778	85,556
47	2023	06	02	42,778	42,778
48	2023	07	02	42,778	0

*金融機関が休業日の場合は、翌営業日にご指定口座よりお引落いたします。

お問い合わせ先

トヨタファイナンス インフォメーションデスク
 京 03-56617-2511
 名古屋 052-239-2511
 受付時間 9:00~17:30 年中無休(年末年始除く)

ご挨拶

当社の自動車保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

は、保険契約の締結を証明するものでありますので、

ども皆様のご愛顧にお答えできますよう、よりよいサービスを提供いたしますので、よろしくお引き立ての上、

の内容に関しまして不明な点がございましたら、

お問い合わせください。

お問い合わせください。

Table with contract details: 番号, 方, 係, 時, 法, 所, 者. Includes name 中野 貴文 様 and date 令和 2年 7月29日.

SOMPO 損害保険ジャパン株式会社

実用所業登録 第3141452号

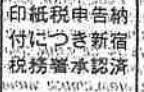
自動車保険 保険証券

証券番号

当社は、この保険証券に表示された保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、保険契約者との間で契約を締結し、その証として保険証券を発行します。

損害保険ジャパン株式会社 西澤 敬

証券作成地 東京都 証券作成日 令和 2年 7月29日



大阪府堺市 中野 貴文 様

保険期間 令和 2年 8月 8日 午後 4時から 令和 3年 8月 8日 午後 4時まで 1年間

保険種類 個人用自動車保険 THE 車の保険

車名 住様ルミ 登録番号 (車両番号) 車台番号 M900A 初度登録 令和 1年 7月 車検済日 令和 4年 7月23日

用途 車種 自家用小型乗用車 使用目的 業務使用 料車クラス *車両 7 *対人 6 *対物 5 *傷害 7

記名被保険者 氏名 保険契約者と同じです

生年月日 昭和 61年 1月 30日 (保険始期時年齢 3.4歳) 免許証の色 ゴールド 区分 個人

所有者 氏名 保険契約者と同じです

*所有権留保・リースカーの場合は買主・借主をいいます

お支払内容 総額 保険料 1,411,120円 分割払込保険料 117,760円

払込方法/払込期日 保険料分割払特約・口座振替月払 令和 2年 9月以降 所定の振替日

制限の範囲と自動車の運転者 限定運転者 限定されていません

※満26歳以上の方が運転中の事故の補償されます。ただし、ご本人、その配偶者またはこれらの方と同席の方が運転中の事故は年齢にかかわらず補償の対象となります。(ご本人、その配偶者またはこれらの方と同席のご親族の業務に従事中的使用人の方は年齢条件を適用します。)

運転者年齢条件 26歳以上補償

ご契約の等級 適用料率 ゴールド免許割引・新車割引

ご連絡の際は右記の証券番号をお伝えください。

池田総合保険事務所 072-233-0268

事故サポートセンター 0120-256-110 (24時間365日受付)

代理店/仲立人 損害保険ジャパン 2

事故時/事故時以外 カスタマーセンター 0120-888-089 (平日9-20時・土日祝日9-17時 12月31日~1月3日は休業) 公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/contact/ (インターネットから「損保ジャパン問い合わせ」で検索)

ご挨拶

当社の自動車保険をご継続いただき、誠にありがとうございます。

約継続証は、保険契約の継続を証明するものに保管してください。

この契約の継続前の証券番号は、次のとおりです。38857

後とも皆様のご愛顧におこたえできませんよう、力をしてまいりますので、よろしくお引き立ての申し上げます。

約の内容にしましてご不明な点がございましたら、一ツに記載の連絡先にお問い合わせください。

いただいた際のお手続経緯は、以下のとおりです。きの時の内容と異なる場合は、お手数ですが次のお問い合わせください。

【WEBお問い合わせ】

88-089

20 土曜・日曜 9:00-17:00 (3日は休業)



24時間アクセス可能です。

券番号	中野 貴文 様
お名前	貴文 様
ご関係	契約者本人
1時	令和 3年 8月 3日 午前11時31分
方法	電話による手続き
場所	※ ※ ※
者	※ ※ ※

SOMPO 損害保険ジャパン株式会社

実用新案登録 第3141452号

自動車保険 証券番号 保険契約継続証

当社は、ご契約の保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、この保険契約を更新(継続)し、この証として保険契約継続証を発行します。

損害保険ジャパン株式会社

西澤 敬

継続証作成地: 東京都 継続証作成日: 令和 3年 8月 3日

ご契約の内容	保険期間 令和 3年 8月 8日 午後 4時から 令和 4年 8月 8日 午後 4時まで 1年間 契約者区分 ノンフリート
ご契約の自動車	車名、仕様 ルミ 登録番号 (車両番号) 車台番号 型式 M900A 初度登録 令和 4年 7月 車検満了日 令和 4年 7月23日
記名	氏名 保険契約者と同一です 住所
所有者	氏名 保険契約者と同一です
お支払内容	総額 保険料 102,840円 各回 払込 保険料 8,570円
ご契約の等級	限定運転者 限定されていません 運転者年齢条件 35歳以上補償
ご契約の等級	等級 普通 適用料率 コールド免許割引 新車割引 (割増引)

用途 車種 自家用小型乗用車
使用目的 業務使用
対車クラス *車両 6 *対人 5 *対物 5 *傷害 7
※対車のクラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績に基づき、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。

生年月日 昭和 61年 1月 30日 (保険始期時年齢 3.5歳)
免許証の色 コールド 区分 個人 最高積額の被保険者は、車両持主となり得ます。
※所有権留保・リースカーの場合は買主・借主をいいます。

払込方法 払込期日 保険料分割払特約・口座振替月払
令和 3年 8月以降 所定の振替日
振替日は原則 2.6日となります。ただし、一部の金融機関では 2.7日となる場合があります。

35歳以上の方が運転中の事故のみ補償されます。ただし、ご本人がかわらぬ補償はこれらの方と同様の一般の運転中の事故は年齢に関係なくご家族の等級に依る運転中の使用人の方は年齢条件を適用します。

ご連絡の際には右記の証券番号をお伝えください。
池田総合保険事務所 072-233-0268
損害ジャパン 連絡先

事故時 事故サポートセンター 0120-256-110 (24時間365日受付)
事故時 カスタマーセンター 0120-888-089 (平日9:00-20時 土祝日9:00-17時 12月31日・1月3日は休業) 公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/

WEB 制作業務委託契約書

野 貴文 (以下「甲」という。)と日本紙交易株式会社(以下「乙」という。)
は、以下のとおり WEB 制作業務委託契約(以下、「本契約」という。)を次のとおり締結する。

(委託業務の内容・制作物の仕様)

第1条

- 1 甲は乙に対し、以下の業務(以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) WordPress サイト制作
- 2 前項の制作物(以下、「本制作物」という。)の仕様については以下の通りとする。
 - (1) CMS:WordPress ver5.3
- 3 甲及び乙は、前項の仕様の変更を行う必要が生じた時は本仕様の変更について協議するものとする。
- 4 前項に基づく協議の結果、仕様変更の内容が委託料、作業期間、納期等の契約条件に影響をおよぼすものと甲及び乙が判断する場合には、本仕様変更に関して合意の上、変更内容を書面にすることによって本仕様の変更を行うことができるものとする。
- 5 第3項に基づく協議が整わない限り、乙は第2項の仕様に従って本業務を行う事ができる。
- 6 第3項に基づく協議が整わず、甲が本業務の中止を希望する場合は、14条の規定に従うものとする。

(委託業務の遂行方法)

第2条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

(業務委託料・業務遂行に伴う費用)

第3条

- 1 甲は乙に対し、本制作物の対価として、委託料金 300,000 円(消費税別)の50%を頭金として契約締結後2週間までに、残金を納品後2週間までに支払うものとする。
- 2 甲が前項の支払いを行わない場合、甲は乙に対し、支払い期限の翌日より実際の支払日までの日数に応じて未払い金額に対し年利14.6パーセント(年365日日割計算)を乗じて計算した金額を遅延損害金として支払うものとする。
- 3 本条における業務委託料及び業務遂行に伴う費用は、下記銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。振込の費用は甲の負担とする。

記

銀行名：みずほ銀行

支店名：堂島支店 | 店番：507

預金種目：当座預金 | 口座番号：[REDACTED]

名義：ニホンカミコウエキカブシキガイシャ

(契約期間・契約更新)

第4条 本制作物の納期は、2023年12月26日とする。

ただし、何らかの理由で納期が遅れる場合は乙より甲に連絡をし、協議の上納期を変更できるものとする。

(知的財産権)

第5条 乙が本業務を遂行する過程で生成したホームページ等の成果物（以下、単に「成果物」という。）について、甲の乙に対する代金が完済された時点以降で、乙と甲は本制作物の画像や動画等のビジュアルコンテンツを除く全ての著作権を共有する。

(報告)

第6条 乙は、甲から請求があったときは、本業務の履行状況につき、直ちに甲に報告しなければならない。

(通知義務)

第7条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、相手方に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

- ①法人の名称又は商号の変更
- ②振込先指定口座の変更
- ③代表者の変更
- ④本店、主たる事務所の所在地又は住所の変更

(秘密保持)

第8条

1 甲及び乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本契約の締結前に行われた交渉の段階若しくは締結後に行われた業務遂行の段階において知り得た相手方の技術上及び取引上の情報等本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ①公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点ですでに保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(検査)

第9条

- 1 甲は、本制作物の納品後2週間（以下「本検査期間」という）以内に、本制作物と本仕様が一致するかについて、甲の定める方法により検査するものとし、その検査結果を、乙に書面にて通知するものとする。
- 2 前項の検査により、本制作物と本仕様の不一致（以下「瑕疵」という）が確認されなかった場合、甲は、乙に対し、前項の書面において、検査に合格した旨、通知を行うものとする。
- 3 第1項の検査により、本制作物に瑕疵が確認された場合、甲は、乙に対し、第1項の書面において、具体的な理由を示して、検査に不合格になったことの通知を行うものとする。
- 4 第2項及び前項の通知が本検査期間内に行われなかった場合、前項の通知に具体的な理由が示されていなかった場合、又は本制作物の利用が開始された場合、当該検査期間の経過をもって、本制作物は検査に合格したものとみなす。
また、検査に合格したのに対し、乙は瑕疵担保責任を負わないものとする。

(検査不合格時の措置)

第10条 前条（検査）の検査に不合格となった場合、乙は、乙自身の負担において、合理的期間内に、当該瑕疵を修正し、本制作物を再度納品するものとする。なお、再度納品された本制作物の検査は、前条（検査）の定めに従う。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。なお、賠償すべき損害の金額は、帰責事由の原因となった個別契約に関して、対価相当額を限度とする。

(解約)

第12条

- 1 甲は、検査合格前までであればいつでも、書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を解約することができる
- 2 甲は、前項の解約をする場合、解約時点までに乙が実施した解約部分にかかる本業務委託料相当額を支払う（既に委託料を支払っている場合には、既に支払った委託料のうち、

解約部分にかかる本業務の委託料相当額の返還を求めない。)と共に、解約により乙に生じた損害を賠償するものとする。

(解除)

第13条

- 1 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - ①破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの一を申し立てたとき。
 - ②第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。
 - ③監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - ④解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - ⑤自ら振出し、又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
 - ⑥相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
 - ⑦相手方が本契約の各条項に違反したとき。
 - ⑧相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。
 - ⑨その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

- 2 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - ①本契約及び本業務に関する甲の指示に従わないとき。
 - ②本業務遂行の見込みがないとき。
 - ③甲に対する本業務猶予の申し出その他本業務の遂行が困難と認められる事由が生じたとき。

(契約終了後の処理)

第14条 本契約終了後、甲及び乙は、相手方の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還又は破棄するものとする。

(裁判管轄)

第15条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第16条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

(反社会的勢力との取引排除)

第17条 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

- ①自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
- ②自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- ③自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
- ④自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
- ⑤自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月11日

甲

住所：大阪府堺市

氏名： 中野 敏

乙

住所：大阪府中央区高麗橋4-1-1 大阪興銀ビル10階

社名/屋号：日本紙交易株式会社

代表者氏名：代表取締役 西尾 竜司

ホームページ保守業務委託契約書

中野貴文 (以下「甲」という) と日本紙交易株式会社 (以下「乙」という) は、業務委託契約 (以下「本契約」という) を次のとおり締結する。

第 1 条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。
 - (1) 乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
 - (2) ホームページデータの保全 (バックアップ・リストア) のための作業。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第 2 条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金 10,000 円(税別)を支払う。
2. 料金の支払条件は、月末締め翌月 20 日銀行引落とし、甲は乙が指定した集金代行サービスを通し支払う。引落とし手数料は乙の負担とする。ただし、乙が料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第 3 条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、別紙、「WEB 制作業務委託契約書」の該当 WEB サイトを納品した日から翌年 同月末日までとする。
2. 契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに 12 ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第 4 条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 5 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。
甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 6 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 7 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 8 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 7 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 9 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 10 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 11 条 損害賠償

甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

賠償費用は本契約 1 年間業務委託料を上限とし、故意又は重過失の場合はこの限りではない。

第 12 条 準拠法

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 13 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 14 条 協議および管轄裁判所について

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 15 条 協議について

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 12 月 11 日

甲

住所：大阪府堺市

氏名： 中野 鼓



乙

住所：大阪府中央区高麗橋 4-1-1 大阪興銀ビル 10 階

社名/屋号：日本紙交易株式会社

代表者氏名：代表取締役 西尾 竜司

